

熊本技能実習生死体遺棄事件上告審判決

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 令和 5 年 3 月 24 日
【事 件 番 号】 令和 4 年（あ）第 196 号
【事 件 名】 死体遺棄被告事件
【裁 判 結 果】 原判決・第一審判決破棄・自判、無罪
【参 照 法 令】 刑法 190 条
【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25572744

西南学院大学教授 福永俊輔

事実の概要

本件は、2020 年 11 月 15 日の朝に自宅で双子を孤立出産したものの死産であった外国籍（ベトナム国籍）の被告人が、2 人のえい児の死体をタオルで丁寧に包んで段ボール箱に入れ、その上に出産後名付けた 2 人の名前と生年月日、「ごめんね」、「南無阿弥陀仏」、「天国で安らかに眠ってください」という言葉を書いた紙を置いたうえでゼロハンテープで封をし、その段ボール箱を別の段ボール箱に入れてゼロハンテープで封をし、同じ室内にあった腰の高さほどの棚の上に置き、1 日以上にわたり置き続けたことが、死体遺棄罪（刑法 190 条）に問われたものである。

第一審¹⁾（熊本地判令 3・7・20 裁判所ウェブサイト（LEX/DB25571735））は、被告人の行為は、埋葬の意思があっても死産をまわりに隠したまま私的に埋葬するための準備であり、正常な埋葬のための準備ではなく、国民の一般的な宗教的感情を害することが明らかであるから刑法 190 条の規定する「遺棄」に該当するとして死体遺棄罪の成立を認め、被告人に懲役 8 月・執行猶予 3 年を言い渡した。

被告人が控訴したところ、原判決²⁾（福岡高判令 4・1・19 判時 2528 号 123 頁）は、被告人の行為を「本件各えい児の死体を、段ボール箱に入れた上、自室内に置いた行為」と「段ボール箱に入った状態の本件各えい児の死体を自室内に置き続けた行為」に分け、第一審判決は、前者の行為につき作為による遺棄に当たると認めたものであり、後者の行為につき不作为による遺棄に当たると判

断したものであると理解する。そのうえで、前者の行為について、習俗上の葬祭を行う準備・一過程として行ったものではなく、えい児の死体を隠匿する行為であって、他者がそれらの死体を発見することが困難な状況を作成するものであり、他者により適切な時期に葬祭が行われる可能性を著しく減少させたという点において死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害するものといえるとして、作為による遺棄の成立を肯定した。他方、後者の行為について、不作为の遺棄を認めるには作為による遺棄と構成要件的に同価値のものといえるか検討する必要があるとし、死体の葬祭義務を負う者の不作为に作為の遺棄行為との構成要件的同価値性が認められるのは、適切な時期に死体の葬祭を行わなかったことにより死体遺棄罪の保護法益を侵害する場合であるから、不作为の遺棄が成立するのは死体の葬祭義務を負う者が死体の存在を認識してから葬祭義務を履行すべき相当の期間内に葬祭を行わなかった場合に限られるところ、その期間が 1 日と約 9 時間にとどまる本件では相当の期間の経過とはいえないとして、不作为による遺棄の成立を否定した。そして、本件不作为が死体の遺棄に当たるとしてこれと本件作為とに併せて刑法 190 条を適用した第一審判決には法令適用の誤りがあり、この誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかであるとして破棄・自判し、あらためて作為の死体遺棄罪の成立を認め、被告人に懲役 3 月・執行猶予 2 年を言い渡した。被告人上告。

判決の要旨

原判決・第一審判決破棄・自判、無罪。

「刑法 190 条は、社会的な習俗に従って死体の埋葬等が行われることにより、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情が保護されるべきことを前提に、死体等を損壊し、遺棄し又は領得する行為を処罰することとしたものと解される。したがって、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為が死体遺棄罪の『遺棄』に当たると解するのが相当である。そうすると、他者が死体を発見することが困難な状況を作出する隠匿行為が『遺棄』に当たるか否かを判断するに当たっては、それが葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点から検討する必要がある。

……被告人は、自室で、出産し、死亡後間もない本件各えい児の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、同段ボール箱を棚の上に置くなどしている。このような被告人の行為は、死体を隠匿し、他者が死体を発見することが困難な状況を作出したものであるが、それが行われた場所、死体のこん包及び設置の方法等に照らすと、その態様自体がいまだ習俗上の埋葬等と相いれない処置とは認められないから、刑法 190 条にいう『遺棄』に当たらない。原判決は、『遺棄』についての解釈を誤り、本件作為が『遺棄』に当たるか否かの判断をするに当たり必要な、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点からの検討を欠いたため、重大な事実誤認をしたものというべきである。

本件作為について死体遺棄罪の成立を認めた原判決及び第一審判決は、いずれも判決に影響を及ぼすべき法令違反及び重大な事実誤認があり、これを破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。そして、既に検察官による立証は尽くされているので、当審において自判するのが相当であるところ、……本件作為は刑法 190 条にいう『遺棄』に当たらないから、被告人に対し無罪の言渡しをすべきである」。

判例の解説

一 死体遺棄罪における「遺棄」

本判決では、死体遺棄罪における「遺棄」の概念が明示された。すなわち、刑法 190 条の保護法益を「死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情」であると捉え、それを侵害する行為を刑法 190 条が禁じているのであって、したがって、死体遺棄罪における「遺棄」とは、具体的には、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害し得る、「習俗上の埋葬等とは認められない態様」で死体等を放棄しまたは隠匿する行為である、との理解が示されたのである。

この点、死体遺棄罪は社会的法益に対する罪、とりわけ風俗犯として理解されているところ、死者を懇ろに葬り追慕と祭祀の対象とすることは、古今東西人間の慣わしとして行われてきた宗教風俗にほかならない。ゆえに、死体遺棄罪はこうした宗教風俗を保護するものであって、具体的には、公衆の一般的な宗教感情、死者に対する追悼・敬けん感情を保護法益とするのが学説上の通説であり、裁判例においても同様に理解されていた（例えば、名古屋高判昭 27・12・26 高刑特 30 号 27 頁、東京高判昭 56・3・2 高検速報（昭 56）108 頁）。また、死体遺棄罪の実行行為である「遺棄」とは、死体の「放棄」のみならず「隠匿」をも含むとするのが確立された判例でもある（例えば、最判昭 24・11・26 刑集 3 巻 11 号 1850 頁、最判昭 26・6・7 裁判集刑 47 号 405 頁）。

このように眺めると、本判決が示した死体遺棄罪の保護法益や「遺棄」の概念は、従前の学説や（裁）判例にも見られるものであって、特に目新しいものではない。それでも、最高裁として、保護法益に照らして死体遺棄罪における「遺棄」の概念を明示したという点に意味がある。

二 「遺棄」該当性の判断について

こうした死体遺棄罪における「遺棄」の理解をもとに、本判決は、行われた隠匿行為の「遺棄」該当性を判断するうえでの考慮事情について、具体的に言及した。すなわち、隠匿行為が「葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否か」という観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点から検討する必要がある」というのである。

本判決が示した保護法益に照らせば、死体の放

棄・隠匿であれば直ちに死体遺棄罪における「遺棄」に当たるというわけではなく、死体の放棄・隠匿のうち、特に習俗上の埋葬等とは認められない態様、換言すれば、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害する態様の死体の放棄・隠匿が、それに当たることになる。したがって、行われた死体の放棄・隠匿が死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害する態様であるか否かが本罪の成否を決めるのであるから、問題となっている行為それ自体の意味が問題とされるのが本筋なのであり、本判決は、このことを示したといえる。

ところで、第一審判決では、被告人の本件行為が「遺棄」に当たるとの判断が示されたが、事後に予定されていたと認定された私的埋葬との関係で、被告人の行為は正常な埋葬のための準備とはいえない「私的埋葬の準備行為」であるから「遺棄」に当たるとしているのであって、被告人がなした行為それ自体が死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害する態様であるか否かを判断したわけではなかった³⁾。原判決でも、被告人の作為は、なお「遺棄」に当たるとの判断が示されたが、その判断に際して「習俗上の葬祭の準備・一過程」であるか否かという観点を入れ、被告人の作為はそれに当たらないから「遺棄」に当たるとしているのであって、結局、原判決も被告人がなした作為それ自体が死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害するものであるか否かを判断したわけではなかった⁴⁾。

本判決が、「他者が死体を発見することが困難な状況を作出する隠匿行為が『遺棄』に当たるか否かを判断するに当たっては、それが葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは足りず」、「原判決は、『遺棄』についての解釈を誤り、本件作為が『遺棄』に当たるか否かの判断をするに当たり必要な、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点からの検討を欠いたため、重大な事実誤認をした」と述べていることから、最高裁は、こうした認定手法、特に原判決の認定手法を否定したと言い得る。そして、本判決が示した「その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否か」という考慮事情は、死体遺棄罪の「遺棄」該当性判断に当たっては、なされた行為それ自体の意味を判断すべき

ということを示しているものであり、首肯し得る。行為者がなした隠匿が習俗上の葬祭の準備・一過程とはいえなくとも、当該隠匿それ自体を眺めれば死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害しない態様もあるからである。なお、ここでは「習俗上の埋葬等とは認められない態様」ではなく、「習俗上の埋葬等と相いれない処置」という表現が用いられているが、本判決で示された死体遺棄罪における「遺棄」の理解に基づけば、これは結局、「死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情に照らして許容されない処置」ということになろう。

したがって、こうした本判決のロジックによれば、死体の隠匿について、それが「習俗上の葬祭の準備・一過程」として行われたものとはいえないとしても、「その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置ともいえないもの」・「死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情に照らして許容され得る処置」であれば、死体遺棄罪における「遺棄」には該当しないということになる。

三 本件認定について

本判決は、被告人のなした作為を対象を限定して判断を行ったものである。第一審判決や原判決と異なり、本判決は、例えば被告人が事後に私的に埋葬するつもりであったことなどに一切言及しておらず、被告人が実際になした作為のみを事実として見て、認定を行っている。この認定は、これまで見てきたような死体遺棄罪における「遺棄」の概念と、それに照らした「遺棄」該当性の考慮事情をもとにしたものである。

結論として、本判決は、被告人の作為は死体の隠匿であるものの、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置とは認められないとして遺棄該当性を否定した。本判決は事例判断にとどまるものの、「それが行われた場所、死体のこん包及び設置の方法等に照らすと」としていることから、これら場所、こん包方法、設置の方法が、行われた隠匿行為が習俗上の埋葬等と認められる態様か否かを判断するうえで考慮されるべき要素に含まれるということが示されたということになる。しかし、このように述べながらも、本判決の中でその具体的理由が示されておらず、それぞれ場所、こん包方法、設置の方法のどのような事情が影響して「いまだ習俗上の埋葬等と相いれない処置と

は認められない」と判断されたのか読み取ることができない点に憾みがある。

もっとも、本判決で言及された考慮要素であるこん包方法について具体的に眺めると、被告人はいい児の死体を単に段ボール箱に入れて封をしたというのではなく、いい児の死体をタオルで丁寧に包んで入れ、しかも、孤立出産直後にもかかわらず休憩を取りつつ名前を考え、名付けた名前と生年月日やメッセージを書いた紙をその上に置いて封をしたというものである。そうであれば、被告人の本件こん包行為は、いい児の死体を冷遇するものとはいえない。いい児を段ボール箱に入れて封をする以前は、死産であったこともあって、布団上に胎盤を介してへその緒でつながっている状態で裸のまま転がった状態であったのであり、むしろこうした状態にあるいい児をそのまま放置することの方がいい児の死体を冷遇したといえよう。また、本件こん包行為が行われた場所も、被告人が1人で居住する家の中の、出産したのと同じ部屋であり、かつ、いい児の死体を納めた段ボール箱も、室外や屋外に持ち出したわけでもなく、被告人が1人で居住する家の中の、出産したのと同じ部屋の中でわずかな場所的移動をしたにすぎない。しかも、その段ボール箱も、隠すことなく、棚の上という、足もとではない一段高く、かつ一層目立つ場所に置いているのであって、設置の方法もおおそ雑なものとも言い難い。このような事実関係に照らせば、被告人の作為は、むしろいい児の死体を丁寧に扱うものであって、死体遺棄罪の保護法益である「死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情」を危殆化するものではない。したがって、被告人の作為は死体遺棄罪における「遺棄」に該当せず、実行行為性が認められない⁵⁾。最高裁も、このような事実には照らして、本件被告人の作為が「死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情に照らして許容され得る処置」とであると認め、「いまだ習俗上の埋葬等と相いれない処置とは認められない」と判断したのであろう。本判決が、被告人の作為につき死体遺棄罪の成立を否定したことは妥当であり、賛同し得る。

四 本判決の意義について

本判決は、被告人の作為は「死体を隠匿し、他者が死体を発見することが困難な状況を作出したもの」であるが、「習俗上の埋葬等と相いれない

処置とは認められない」から、死体の「遺棄」に当たらないとした。この点、死体遺棄罪の成否が問題となる場合であるから、死体の隠匿と見られる行為が存在しなければならないことはいうまでもない。しかし、なされた死体の隠匿の態様が習俗上の埋葬等と相いれない処置であることが死体遺棄罪の成立には必要とされていることから、とりわけ隠匿事案において、死体の隠匿状態を作出することが問題なのではないということを本判決は示したといえる。このことは、死体の隠匿に関する今後の裁判例に影響を与えるものといえることができる⁶⁾。もっとも、このように、本判決は、「習俗上の埋葬等」に死体遺棄罪の成否にかかわる重要な意味を持たせたわけであるが、本判決は、「習俗上の埋葬等」とは何かについて明らかにしていない。風俗は地域によって異なるものであり、さらには時代的な変遷が見られる。葬送風俗についても同様で、現代社会においても多様な葬送態様が見られる。特に、現在の日本社会では、国際社会化がますます強まっているという事情がある。さらに、現代社会では、葬送に関する価値観の多様化も見られる。こうした背景に鑑みれば、本判決において「習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為が死体遺棄罪の『遺棄』に当たる」として死体遺棄罪における「遺棄」の概念を明らかにした以上、「習俗上の埋葬等」とは何かについて最高裁として明らかにすべきであったと思われ、それに関する言及がない点に憾みがある。

●——注

- 1) 第一審判決を検討するものとして、福永俊輔「判批」西南54巻2号(2022年)143頁以下。
- 2) 原判決を検討するものとして、福永俊輔「判批」西南55巻2号(2022年)109頁以下、同「判批」新・判例解説 Watch (法セ増刊)32号(2023年)175頁以下、大庭沙織「判批」法セ815号(2022年)124～125頁、十河太朗「判批」法教508号(2022年)132頁、松宮孝明「『他者による葬祭可能性の減少』と死体遺棄——福岡高判令和4・1・19の問題点について」立命404号(2023年)1頁以下など。
- 3) 福永・前掲注1)153頁以下、158～159頁。
- 4) 福永・前掲注2)西南130頁以下。
- 5) この点につき、福永・前掲注1)155頁以下も参照。
- 6) 福永俊輔「死体遺棄罪の運用に与える影響——本判決の意義」刑弁115号(2023年)掲載予定。